

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」等の概要

1. 背景・趣旨

ポリ塩化ビフェニル、いわゆる PCB は、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件でその毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和 47 年以降製造は行われていないが、既に製造された PCB については、その廃棄物の処理が長年の課題となっている。

現在、高濃度 PCB 廃棄物の処理は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の全国 5 か所の処理施設において、立地地域の関係者の御理解と御協力の下、進められている。立地地域の関係者と約束した処理施設ごとの計画的処理完了期限は、早いものでは平成 30 年度末、遅いものでも平成 35 年度末とされている。このように、この期限までに残された時間は長くないが、高濃度 PCB 廃棄物の処分を処理施設にまだ委託していない事業者や、現在もなお高濃度 PCB 使用製品を使用している事業者も存在し、期限内処理の達成は、このままでは容易ではない。

こうした状況を踏まえ、この期限を遵守して一日でも早く確実に処理を完了するために必要となる制度的措置を講じることを目的としたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）が平成 28 年 5 月 2 日に公布されたところ。

同法の施行に伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成 13 年政令第 215 号。以下「令」という。）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号。以下「規則」という。）等を改正等するものである。

2. 改正の概要

- (1) 高濃度 PCB 廃棄物の基準、環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品及び高濃度 PCB 使用製品の基準（改正法による改正後の法第 2 条第 2 項～第 4 項関係）＜令、規則及び環境大臣告示＞

＜法参照条文＞

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの
- 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
- 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものの

うち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

- 3 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
 - 4 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。
 - 一 ポリ塩化ビフェニル原液
 - 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
 - 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
- 5・6 （略）

- 高濃度 PCB 廃棄物の基準を、以下のとおり定める。
 - ・ PCB を含む油が廃棄物となったものについては、当該廃棄物の重量に占める当該廃棄物に含まれている PCB の重量の割合が、0.5%であること。
 - ・ PCB が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものについては、当該廃棄物の PCB を含む部分の重量に占める当該部分に含まれている PCB の重量の割合が、次の数値であること。
 - 汚泥、廃プラスチック類（PCB が染み込んだものに限る。）、紙くず、木くず又は繊維くずその他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの： 当該廃棄物のうち PCB を含む部分 1kg につき 5000mg
 - 廃プラスチック類（PCB が染み込んだものを除く。）、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他 PCB が付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの： 当該廃棄物に付着し、又は封入された物 1kg につき 5000mg
- PCB 使用製品から除かれる「環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品」の基準を、「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」平成 27 年 3 月 13 日経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室・経済産業省商務流通保安グループ電力安全課・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）を踏まえ、以下のとおり定める。
 - ・ PCB を含む油又は PCB が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品について、次の方法により PCB を除去したものであって、封入されている油に含まれている PCB の割合が 0.3mg/kg 以下であること。
 - 電路に施設されている PCB が封入された製品について、当該製品に封入されてい

る PCB を含む油を PCB を含まない油に入れ替えた上で、当該製品を使用したまま一定期間電圧を加えて洗浄し、PCB を適切に除去する方法（生活環境保全上の支障を生じるおそれのないものと認められる方法に限る。）

- 高濃度 PCB 使用製品の基準を、以下のとおり定める。
 - ・ PCB を含む油については、当該油の重量に占める当該油に含まれている PCB の重量の割合が、0.5%であること。
 - ・ PCB が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物については、当該製品の PCB を含む部分の重量に占める当該部分に含まれている PCB の重量の割合が、次の数値であること。
 - プラスチック類（PCB が染み込んだものに限る。）、紙、木又は繊維その他 PCB が塗布され、又は染み込んだ製品： 当該製品のうち PCB を含む部分 1kg につき 5000mg
 - プラスチック類（PCB が染み込んだものを除く。）、金属、ガラス又は陶磁器その他 PCB が付着し、又は封入された製品： 当該製品に付着し、又は封入された物 1kg につき 5000mg
- 高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の基準となる数値の検定方法について、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」（平成26年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）及び「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第3版）」（平成23年5月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）（迅速判定法を除く。）に準拠して定める。

(2) PCB 廃棄物処理計画の記載事項（法第7条第2項関係）〈規則〉

〈法参照条文〉

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第七条 （略）

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

3 （略）

- 都道府県市が定める PCB 廃棄物処理計画において、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項」として、以下の各事項を定めることとする。
 - ・ PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導そ

の他の措置に関する事項

- ・ PCB 廃棄物の処理の体制に関する事項

(3) 高濃度 PCB 廃棄物

① 保管等の届出方法（法第 8 条第 1 項関係）＜規則＞

<法参照条文>

（保管等の届出）

第八条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）をする者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 （略）

- 保管等の届出書に記載すべき事項を以下のとおり定め、様式を定める。ただし、従来の届出書の記載事項から保管事業者の資本金の額、従業員数等を削除する。
 - ・ 高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所
 - ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 事業場の名称及び所在地
 - ・ 高濃度 PCB 廃棄物の保管又は処分の状況に係る次に掲げる事項
 - 高濃度 PCB 廃棄物の種類及び量
 - 高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを予定している年月（保管事業者のみ）
 - その他必要な事項
 - ・ その他高濃度 PCB 廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項
- 届出書に添付すべき書類については、現行の規則第 5 条第 2 項から第 5 項までに定めるとおりとする。
- 高濃度 PCB 廃棄物を処分する者が高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所を変更した場合は、変更のあった日から 10 日以内に届け出なければならないこととし、届出書の様式等を定める。

② 保管場所の変更の制限の特例（法第 8 条第 2 項関係）＜規則＞

<法参照条文>

（保管等の届出）

第八条 (略)

2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

○ 高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがない場合（保管の場所を変更してよい場合）を、次のとおり定める。

(i) 次の表の左欄の種類に応じ、それぞれ右欄の同一の区域内において保管の場所を変更する場合

一 廃 PCB 等及び廃変圧器等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
	埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 <small>の区域</small>
	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重 <small>県の区域</small>
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山 <small>県の区域</small>
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄 <small>県の区域</small>
二 前号に掲げるもの以外の高濃度 PCB 廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野 <small>県の区域</small>
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄 <small>県の区域</small>
(注)	
「廃 PCB 等」： PCB 原液又は PCB を含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったもの	
「廃変圧器等」：変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具（蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器、ネオン変圧器並びにミカフィルブッシングを除くものとし、3kg 以上のものに限る。）が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったもの	

(ii) 届け出た保管の場所において確実かつ適正に当該高濃度 PCB 廃棄物を保管することができなくなったこと及び当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合

○ (i)により保管の場所を変更した場合の届出について、届出の期限（変更のあった日から 10 日以内）、届出書の様式等を定める。

- (ii)の環境大臣の確認を受けようとする場合の申請書の記載事項を以下のとおりとし、様式等を定める。
 - ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 事業場の名称及び所在地
 - ・ 高濃度 PCB 廃棄物の変更後の保管の場所
 - ・ 届け出た保管の場所において确实かつ適正に高濃度 PCB 廃棄物を保管することができなくなった理由

③ 保管等の状況の公表方法（法第9条関係）＜規則＞

＜法参照条文＞

（保管等の状況の公表）

第九条 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条第一項の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。

- 都道府県知事による保管等の状況の公表は、届出書の副本及び添付書類について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを定める。

④ 処分期間（法第10条第1項関係）＜令及び規則＞

＜法参照条文＞

（期間内の処分）

第十条 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間（以下「処分期間」という。）内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

2～4 （略）

- 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間を、以下のとおり定める（PCB 廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限の1年前までとする。）。

高濃度 PCB 廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	期間
一 廃 PCB 等及び廃変圧器等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成 28 年 8 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成 28 年 8 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳	平成 28 年 8 月 1 日から

	島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成30年3月31日まで
二 前号に掲げるもの以外の高濃度PCB廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域	平成28年8月1日から平成35年3月31日まで
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成28年8月1日から平成33年3月31日まで
<p>(注)</p> <p>「廃PCB等」：PCB原液又はPCBを含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったもの</p> <p>「廃変圧器等」：変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具（蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器、ネオン変圧器並びにミカフィルブッシングを除くものとし、3kg以上のものに限る。）が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったもの</p>		

⑤ 処分終了の届出方法（法第10条第2項関係）＜規則＞

<p><法参照条文></p> <p>（期間内の処分）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、<u>環境省令で定めるところ</u>により、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3・4（略）</p>

- 全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した場合の届出について、届出の期限（自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から10日以内）、届出書の様式等を定める。

⑥ 特例処分期限日に関する届出方法（法第10条第3項・第4項関係）＜規則＞

<p><法参照条文></p> <p>（期間内の処分）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。</p> <p>一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。</p>
--

二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに保管の場所

ハ ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ その他環境省令で定める事項

4 前項第二号の規定による届出を行った者は、同号イからニまでに掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(環境省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

- 特例処分期限日までに処分を行おうとする場合の届出について、届出の期限（処分期間の末日までの間）、届出書の様式等を定めるとともに、添付書類を以下のとおり定める。
 - ・ 自ら処分する場合にあっては、産業廃棄物処理施設（高濃度 PCB 廃棄物の処理施設に限る。）の許可証の写し及び特例処分期限日までに処分することを約する書類
 - ・ 処分を他人に委託する場合にあっては、特別管理産業廃棄物処理業者（その事業の範囲に高濃度 PCB 廃棄物の処分が含まれるものに限る。以下同じ。）との間で締結した、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写し（ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度 PCB 廃棄物の処分を委託したことのある場合は、契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを当該処理業者に約する書類の写しとすることができる。）
- 特例処分期限日に係る届出事項に関する変更の届出について、届出の期限（変更の日から 10 日以内）、届出書の様式等を定める。
- 都道府県知事に対し、産業保安監督部長より、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理計画（計画的処理完了期限までに高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用を廃止することを内容とするものに限る。）に係る情報の提供があった場合には、当該管理計画に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物が廃棄されたときは、法第 10 条第 3 項第 2 号の規定による届出があったものとみなすことを定める。

⑧ 改善命令書の記載事項（法第 12 条第 2 項関係）＜規則＞

＜法参照条文＞

第十二条 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第十条第一項又は第三項の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

- 高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る改善命令書の記載事項を、講ずべき処分等の措置の内容、命令の年月日及び履行期限並びに命令を行う理由と定める（現行の PCB 廃棄物の処分に係る改善命令書の記載事項と同様とする。）。

⑨ 処分の代執行に要した費用の徴収方法（法第 13 条第 2 項関係）＜規則＞

＜法参照条文＞

（代執行）

第十三条 前条第一項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一～三 （略）

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該保管事業者から徴収することができる。

3 （略）

- 高濃度 PCB 廃棄物の処分の代執行（処分等措置）に要した費用を徴収しようとする場合は、保管事業者に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示することを定める。

(4) その他の PCB 廃棄物（以下「低濃度 PCB 廃棄物」という。）（法第 14 条・第 15 条関係）＜令及び規則＞

＜法参照条文＞

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等）

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

第十五条 第八条第一項、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。この場合において、同項中「前項」とあり、及び同条第一項中「第十条第一項又は第三項」とあるのは、「第十四条」と読み替えるものとする。

- 低濃度 PCB 廃棄物について、以下のとおり定める。
 - ・ 保管等の状況の届出について、従来の届出書の記載事項から保管事業者の資本金の額、従業員数等を削除し、様式を改正する。
 - ・ 保管等の状況の公表は、届出書の副本及び添付書類について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを定める。
 - ・ 全ての低濃度 PCB 廃棄物の処分を終了した場合の届出について、届出の期限（自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から 10 日以内）、届出書の様式等を定める。
- 低濃度 PCB 廃棄物に係る法第 14 条及び第 15 条に基づくその他の政省令規定事項（処分期間等）は、従前のとおりとする（現行の PCB 廃棄物に係るものと同様とする。）。

(5) 高濃度 PCB 使用製品＜規則＞

① 廃棄の見込みの届出方法（法第 19 条において読み替えて準用する法第 8 条 1 項）＜規則＞

＜法参照条文＞ ※第 19 条による読替後

第八条 所有事業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 廃棄の見込みの届出書に記載すべき事項を以下のとおり定め、様式を定める。
 - ・ 高濃度 PCB 使用製品の所在の場所
 - ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 事業場の名称及び所在地
 - ・ 高濃度 PCB 使用製品の廃棄の見込みに係る次に掲げる事項
 - － 高濃度 PCB 使用製品の種類及び量
 - － 高濃度 PCB 使用製品を廃棄することを予定している年月
 - － その他必要な事項
 - ・ その他高濃度 PCB 使用製品の廃棄の見込みについて参考となるべき事項
- 届出書には、環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付することを定める。
- 高濃度 PCB 使用製品の所在の場所を変更した場合は、変更のあった日から 10 日以

内に届け出なければならないこととし、届出書の様式等を定める。

- 船舶に搭載されている高濃度 PCB 使用製品に係る届出は、その所有事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行うことを定める。

② 廃棄の見込みの公表方法（法第 19 条において読み替えて準用する法第 9 条）＜規則＞

＜法参照条文＞ ※第 19 条による読替後
第九条 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、第十九条において読み替えて準用する前条第一項の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みを公表するものとする。

- 都道府県知事による廃棄の見込みの公表は、届出書の副本について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを定める。

③ 廃棄終了の届出方法（法第 19 条において読み替えて準用する法第 10 条 2 項）＜規則＞

＜法参照条文＞ ※第 19 条による読替後
第十条 （略）
2 第十八条第一項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3・4 （略）

- 全ての高濃度 PCB 使用製品の廃棄を終了した場合の届出について、届出の期限（廃棄を終えた日から 10 日以内）、届出書の様式等を定める。

④ 特例処分期限日に関する届出方法（法第 18 条第 2 項・法第 19 条において読み替えて準用する法第 10 条第 4 項関係）＜規則＞

＜法参照条文＞
（ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等）
第十八条 （略）
2 次に掲げる要件のいずれにも該当する所有事業者は、前項の規定にかかわらず、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。
一 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。
二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ロ 処分期間内に廃棄することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び数量並びに使用の場所及び廃棄後の保管の場所

ハ 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ その他環境省令で定める事項

3・4 (略)

※第19条による読替後

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第十八条第二項第二号の規定による届出を行った者は、同号イからニまでに掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(環境省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

○ 特例処分期限日までに廃棄を行おうとする場合の届出について、届出の期限（処分期間の末日までの間）、届出書の様式等を定めるとともに、添付書類を以下のとおり定める。

・ 自ら処分する場合にあっては、産業廃棄物処理施設（高濃度 PCB 廃棄物の処理施設に限る。）の許可証の写し及び特例処分期限日までに処分することを約する書類

・ 処分を他人に委託する場合にあっては、特別管理産業廃棄物処理業者（その事業の範囲に高濃度 PCB 廃棄物の処分が含まれるものに限る。以下同じ。）との間で締結した、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写し（ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度 PCB 廃棄物の処分を委託したことのある場合は、契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを当該処理業者に約する書類の写しとすることができる。）

○ 特例処分期限日に係る届出事項に関する変更の届出について、届出の期限（変更の日から10日以内）、届出書の様式等を定める。

(6) 保管事業者・所有事業者の地位の承継に係る届出方法（法第16条第2項（法第19条において読み替えて準用する場合を含む。）関係）＜規則＞

<法参照条文>

(承継)

第十六条 保管事業者について相続、合併又は分割（その保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継し

た法人は、その保管事業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により保管事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※第 19 条による読替後

(承継)

第十六条 所有事業者について相続、合併又は分割（その所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、その所有事業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により所有事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 保管事業者・所有事業者の地位の承継の届出について、届出書の様式等を定めるとともに、添付書類を以下のとおり定める。
- ① 相続の場合
- ・被相続人との続柄を証する書類
 - ・相続人の住民票の写し
 - ・相続人に法定代理人があるときはその法定代理人の住民票の写し
- ② 合併又は分割の場合
- ・合併契約書又は分割契約書の写し
 - ・合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により高濃度 PCB 廃棄物・PCB 使用製品に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

(7) 環境大臣の権限の委任（法第 30 条関係）〈規則〉

<法参照条文>

(権限の委任)

第三十条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

- 地方環境事務所長に委任する環境大臣の権限に、法第 12 条（改善命令）及び第 13 条（処分等措置）に規定する権限を追加する。

(8) その他

- その他関係法令の規定の整備を行う。

3. パブリックコメント期間

平成 28 年 6 月 10 日（金）～平成 28 年 7 月 11 日（月）

4. 施行期日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成 28 年 8 月 1 日とする予定）

（以上）